

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 墨田区介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>145人以内とする。</u></p> <p>(保険料率)</p> <p>第10条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,850円</u></p> <p>令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万2,850円</u></p> <p>令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万9,275円</u></p> <p>令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万5,700円</u></p> <p>次のいずれかに該当する者 <u>7万3,912円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>次のいずれかに該当する者 <u>8万2,125円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれに</p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 墨田区介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>125人以内とする。</u></p> <p>(同左)</p> <p>第10条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万4,312円</u></p> <p>令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>2万4,312円</u></p> <p>令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万6,468円</u></p> <p>令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>4万8,624円</u></p> <p>次のいずれかに該当する者 <u>5万3,486円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ<u>又は第10号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>次のいずれかに該当する者 <u>6万780円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれに</p>

も該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

— 次のいずれかに該当する者 9万8,550円

ア 合計所得金額が250万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

— 次のいずれかに該当する者 10万8,405円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

— 次のいずれかに該当する者 12万1,545円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

— 次のいずれかに該当する者 15万1,110円

ア・イ [略]

も該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

[新設]

— 次のいずれかに該当する者 7万2,936円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

— 次のいずれかに該当する者 7万7,798円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

— 次のいずれかに該当する者 8万2,660円

ア・イ [略]

<p>___ 次のいずれかに該当する者 <u>16万7,535円</u> ア・イ〔略〕</p> <p>___ 前各号のいずれにも該当しない者 <u>18万3,960円</u> (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)</p> <p>第14条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イに係る者を除く。)、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第10条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで及び第10条第5号から<u>第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</u></p> <p>4〔略〕</p>	<p>___ 次のいずれかに該当する者 <u>8万7,523円</u> ア・イ〔略〕</p> <p>___ 前各号のいずれにも該当しない者 <u>9万2,385円</u> 〔同左〕</p> <p>第14条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イに係る者を除く。)、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第10条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ<u>又は第10号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで及び第10条第5号から<u>第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</u></p> <p>4〔略〕</p>
---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年度までの保険料率については、なお従前の例による。
(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)
附則第14条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)並びに第15条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度まで

の保険料率は、この条例による改正後の墨田区介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

令附則第14条第1項又は第2項に規定する者 4万1,062円

令附則第15条第1項又は第2項に規定する者 5万7,487円

4 平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、新条例第10条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

新条例第10条第1号に掲げる者 3万2,400円

新条例第10条第2号に掲げる者 3万2,400円

新条例第10条第3号に掲げる者 4万8,600円

新条例第10条第4号に掲げる者 6万4,800円

新条例第10条第5号に掲げる者 7万2,900円

新条例第10条第6号に掲げる者 8万1,000円

新条例第10条第7号に掲げる者 9万7,200円

新条例第10条第8号に掲げる者 10万6,920円

新条例第10条第9号に掲げる者 11万9,880円

新条例第10条第10号に掲げる者 14万9,040円

新条例第10条第11号に掲げる者 16万5,240円

新条例第10条第12号に掲げる者 18万1,440円

令附則第14条第1項又は第2項に規定する者 4万500円

令附則第15条第1項又は第2項に規定する者 5万6,700円

（賦課期日後に令附則第14条第2項又は第15条第2項に該当するに至った第1号被保険者の取扱い）

5 保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号）第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。）後に令附則第14条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第15条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月

まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令附則第 1 4 条第 2 項又は第 1 5 条第 2 項に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

- 6 前項の規定により算定された当該年度における保険料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。